

「健康増進・宿泊施設利用券」について(*^_^*)

何を?

皆さんのお手元に「健康増進・宿泊施設利用券」が使われないまま残っていませんか?
この券は当該年度の4月1日に在籍する組合員へ、健康維持・増進と心身のリフレッシュ及び宿泊施設利用の促進を図るために(公立学校共済組合静岡支部の福利厚生事業の一環として)配布されています。

こんなことに使えます♪

例) 東京 ホテルフロラシオン青山

「航空運賃利用補助」
航空運賃が最大4000円補助されます。
※請求方法等について、対象とならないものがありますのでよく確認してください。

「宿泊施設利用」
事業契約をしている宿泊施設で利用できます。



閑静なたたずまいがひととき印象的な青山 ホテルフロラシオン青山は、絶好のロケーションにふさわしい優雅であたたかなホテルです。

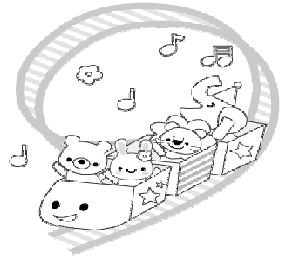
ふれあい健康増進館 ゆらら



富士山静岡空港

空と未来の玄関、富士山静岡空港。

「スポーツ施設の利用」
契約施設で利用できます。



その他、利用できる施設かどうか等について利用券の裏面に書いてありますのでよく読んでご利用ください。また、航空運賃利用補助については請求方法等を事前に事務職員等にご相談ください。(注:有効期限 平成23年3月31日)

第1支部共同実施の取り組みについて

記録に残る寒波を乗り越えて今年の桜は特に美しく咲き誇るのではないかと心待ちにしています。この一年間、第1支部の共同実施では14校が一つのチームとなって各学校の課題や情報を共有し、事務職員だけでなく他の職とともに課題解決に向けて取り組むことを目指してきました。

今年度は「情報の共有」に必要な「起案」の定着に取り組み、各学校の予算を有効活用するための話し合いに繋げるために「学校運営経費一覧」を作成し発信しました。来年度も先生方とのコミュニケーションにつながる取り組みを続けていきたいと考えています。

共同実施は支部の教職員をもって構成される組織です。事務職員だけのものではありません。教職員が課題解決に向けて支部全体や中学校区で取り組むことの効果을期待しています。今後も、学校や職名を超えて、一緒に各学校の課題解決に取り組んでいきましょう。



第1支部学校事務 共同実施副主任

美和中学校 杉山 ひろ子